設楽町山村振興計画

令和８年11月改訂

愛　　知　　県

北 設 楽 郡 設 楽 町

目　　次

Ⅰ　地域の現況・・・

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
愛知県	設楽町	平成 27 年度 (令和８年度)

振興山村名	旧設楽町：段嶺村・名倉村・振草村２－１ 旧津具村：上津具村・下津具村
指定番号	旧設楽町：第１２７号 旧津具村：第５８８号

Ⅰ　地域の概況

１　自然的条件

（１）　地理、地勢

本町は、愛知県の北東部に広がる三河山間地域の中央に位置し、東は東栄町及び豊根村、西は豊田市、南は新城市、北は長野県根羽村及び豊田市に接している。

本町の振興山村（以下、「本地域」という。）は、平成 17 年 10 月１日に合併した旧設楽町のうち段嶺村・名倉村・振草村の一部及び旧津具村全域である。

本町の総面積は 273.94 ㎢で、町域の約９割を森林が占め、1,000m級の山々が連なる山間地域であり、豊川、矢作川、天竜川の水源地域となっており、そのうち豊川は、東三河地域の水源となっている。町内の一部は、天竜奥三河国定公園、愛知高原国定公園及び段戸高原県立自然公園に指定されるなど、自然豊かな地域である。

集落は、河川に沿うように標高 200m～900mの間に点在している。

（２）　気候

本町の平均気温は約 14℃、年間降水量は約 2,900㎜ であり、北部では降雪量が比較的多く冷涼な気候である。

２　社会及び経済に係る状況

（１）　人口の動向

令和２年の設楽町の人口は 4,437 人（うち本地域： 2,839 人）であった。平成 22 年の 5,769 人（同 3,252 人）より 1,332 人（同 694 人）の減少となった。10 年間の減少率は 23.1%（同 19.64%）であり、本地域の減少率は、本町全体の減少率と比べてわずかに低い。

なお、本町全体の令和２年の 65 歳以上の人口は 2,263 人で、高齢化率は 51.0%となり、上昇傾向を示している。

年齢階層別人口の動向

（単位：人、％）

年	振興山村					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
H17 年	3,883 (100%)	385 (9.9%)	282 (7.3%)	458 (11.8%)	1,114 (28.7%)	1,644 (42.3%)
H22 年	3,533 (100%)	296 (8.4%)	246 (7.0%)	384 (10.9%)	1,030 (29.1%)	1,577 (44.6%)
H27 年	3,252 (100%)	－	－	－	－	－
R２ 年	2,839 (100%)	－	－	－	－	－

年	町全体					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
H17 年	6,306 (100%)	645 (10.2%)	550 (8.7%)	758 (12.0%)	1,770 (28.1%)	2,583 (41.0%)
H22 年	5,769 (100%)	513 (8.9%)	450 (7.8%)	670 (11.6%)	1,629 (28.2%)	2,507 (43.5%)
H27 年	5,074 (100%)	398 (7.8%)	370 (7.3%)	584 (11.5%)	1,316 (25.9%)	2, 401 (47.3%)
R２ 年	4,437 (100%)	328 (7.4%)	311 (7.0%)	442 (10.0%)	1,075 (24.2%)	2,263 (51.0%)

出典：H17、H22、H27、Ｒ２国勢調査、H27、Ｒ２住民基本台帳

※　総数には年齢不詳を含むため、各年齢階層の合計値とは一致しない。

※　H27 及びＲ２の振興山村の値は、住民基本台帳による。

（２）　産業構造の動向

本町の産業別就業人口は、令和２年国勢調査では総数 2,156 人のうち、第１次産業の就業者数が 399 人（18.5%）、第２次産業の就業者数が 450 人（20.9%）、第３次産業の就業者数が 1,282 人（59.5%）となっている。

また、本地域では、総数 1,344 人のうち、第１次産業の就業者数が 354 人（26.3%）、第２次産業の就業者数が 259 人（19.3%）、第３次産業の就業者数が 711 人（52.9%）となっており、町全体と比較して１次産業従事者の割合が高い。

農林業はＵＩＪターン者の新規就業の受入れ先となっているが、急速な高齢化の進行により、耕作放棄地の拡大や後継者不足はますます顕著になっている。

産業別就業人口の動向

（単位：人、％）

年	振興山村			
	全体	１次産業	２次産業	３次産業
H17 年	2,024 (100%)	591 (29.2%)	495 (24.5%)	936 (46.2%)
H22 年	1,757 (100%)	512 (29.1%)	408 (23.2%)	824 (46.9%)
H27 年	1,579 (100%)	473 (30.0%)	330 (20.9%)	768 (48.6%)
Ｒ２年	1,344 (100%)	354 (26.3%)	259 (19.3%)	711 (52.9%)

年	町全体			
	全体	１次産業	２次産業	３次産業
H17 年	3,193 (100%)	706 (22.1%)	787 (24.6%)	1,697 (53.1%)
H22 年	2,764 (100%)	593 (21.5%)	666 (24.1%)	1,489 (53.9%)
H27 年	2,506 (100%)	538 (21.5%)	532 (21.2%)	1,425 (56.9%)
Ｒ２年	2,156 (100%)	399 (18.5%)	450 (20.9%)	1,282 (59.5%)

出典：H17、H22、H27、Ｒ２国勢調査

※　総数には分類不能の産業を含むため、各産業の合計値とは一致しない。

（３）　土地利用の状況

本町の総面積は、27,394 haで、その土地利用の内訳は、2020 年農林業センサスによると、林野面積が 24,656 haで全体の 90.0％と大部分を占め、経営耕地面積は非常に少なく、田が 151 ha、畑が 82 haとなっている。

土地利用の状況

（単位：ha）

年度	振興山村						
	総土地面積	経営耕地面積				林野面積	
		合計	田	畑	樹園地	合計	現況森林
H17年度	17,955 (100%)	235 (1.31%)	171 (0.95%)	58 (0.32%)	6 (0.03%)	16,320 (90.89%)	16,320 (90.89%)
H22年度	23,474 (100%)	345 (1.47%)	245 (1.04%)	91 (0.39%)	7 (0.03%)	20,997 (89.45%)	－
H27年度	23,458 (100%)	266 (1.13%)	209 (0.89%)	53 (0.23%)	3 (0.01%)	20,985 (89.46%)	－
Ｒ２年度	－	－	－	－	－	－	－

年度	町全体						
	総土地面積	経営耕地面積				林野面積	
		合計	田	畑	樹園地	合計	現況森林
H17年度	22,083 (100%)	276 (1.25%)	187 (0.85%)	79 (0.36%)	10 (0.05%)	19,993 (90.54%)	19,993 (90.54%)
H22年度	27,396 (100%)	380 (1.39%)	272 (0.99%)	99 (0.36%)	9 (0.03%)	24,676 (90.10%)	24,640 (89.9%)
H27年度	27,394 (100%)	300 (1.10%)	240 (0.88%)	56 (0.20%)	4 (0.01%)	24,662 (90.03%)	24,623 (89.88%)
Ｒ２年度	27,394 (100%)	234 (0.85%)	151 (0.55%)	82 (0.30%)	2 (0.01%)	24,656 (90.01%)	24,617 (89.86%)

出典：H17、H27、Ｒ２農林業センサス、H22 世界農林業センサス

※　小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳数字が一致しないことがある。

（4）　財政状況

本町の令和５年度から令和７年度までの財政力指数は、３ヵ年平均が 0.23 で、県平均の 0.98 に対し４分の１程度でかなり低く、地方交付税や国県補助金等への依存度がとりわけ高い。

財政の状況（町全体）

（単位：千円、％）

区　分	H26 年度	R元年度	R６年度
歳入総額A	6,073,041	6,778,836	6,276,345
一般財源	3,507,163	3,303,295	3,848,572
国庫支出金	281,487	212,536	314,040
都道府県支出金	656,279	1,311,267	831,049
地方債	299,700	1,201,549	470,066
うち過疎債	109,600	910,100	375,900
その他	1,328,412	750,189	812,618
歳出総額B	5,580,884	6,683,375	6,124,198
義務的経費	1,846,299	1,680,109	1,895,862
投資的経費	889,068	2,046,505	778,293
うち普通建設事業	883,866	2,031,795	737,870
その他	2,845,517	2,956,761	3,450,043
歳入歳出差引額C（A－B）	492,157	95,461	152,147
翌年度へ繰越すべき財源D	185,929	46,273	61,147
実質収支C－D	306,228	49,188	91,000
財政力指数	0.24	0.24	0.24
公債費負担比率	16.8	14.3	15.3
実質公債費比率	9.6	6.7	7.7
経常収支比率	85.3	81.7	88.3
将来負担比率	5.6	－	1.7
地方債現在高	5,455,651	5,825,282	6,433,969

出典：H26 年度、R元年度、R６年度財政状況資料集、地方財政状況調査

Ⅱ　現状と課題

1　これまでの山村振興対策の評価と問題点

振興山村の段嶺村・名倉村・振草村２－１（旧設楽町地域）は、昭和 41 年 12 月 20 日に指定され、昭和 41 年度に第一期、昭和 48 年度に第二期、昭和 62 年度に第三期、平成７年度に第四期対策がなされた。

上津具村・下津具村（旧津具村地域）は、昭和 44 年 12 月 27 日に指定され、昭和 44 年度に第一期、昭和 49 年度に第二期、昭和 56 年度に第三期、平成 10 年度に第四期対策がなされた。

平成 17 年 10 月１日の合併に伴い、平成 18 年度に新町における第一期対策がなされた。

この間、道路交通網の整備、農林業の生産基盤及び近代化施設の整備、文教施設や社会生活環境施設の整備等を中心に各種施策を推進してきた。

第一期対策は、道路交通網の整備により日常生活の利便さを増大させ、円滑

な生産活動に寄与し、社会生活環境を大きく改善させた。

第二期対策は、集落間を繋げる生活道路の整備により、時間距離の短縮による住民の利便性を増大させ、農林道の開設・改良を中心とした生産基盤整備や米乾燥調整施設建設の経営近代化施策により、農林家所得の向上に大きく寄与した。

第三期対策では、人口減少が顕著になり過疎化が加速した。そこで、各種の生活環境施設等の整備により地域内格差を是正し、住民の健康増進と生活環境の改善に努めた。

第四期対策（第１回新山村振興対策）では、地域の特色を最大限に生かし、産業振興と結びついた交流のまちを目指して、新たな産業の場の創出、都市住民の憩の場の提供等、ゆとりと活力ある地域づくりに努めるとともに、耕作放棄地を含む農用地の整備や利活用を推進することで、交通、産業基盤において、一定の成果が得られ、住民の生活向上につながった。

旧町村の計画を引き継いで行われた新町第一期対策では、共通の課題であったテレビのデジタル化への対応、インターネット回線の整備などの情報通信基盤等の住宅環境整備が図られるとともに、町道など道路交通網が整備された。

しかしながら、他地域と比較し依然として各種基盤整備が遅れている状況に加え、また、若年層を中心とした人口の流出・少子高齢化の進行は、農林漁業等の後継者不足をもたらしている。農用地の耕作放棄、森林の整備・管理が行き届かないなどの理由により地域産業の活力の低下を招いており、地域の活性化はますます遠のいている。

２　山村における最近の社会、経済情勢の変化

本町は、建設が進められている設楽ダムを抱える水源の町として、豊川の上下流域の交流ネットワークづくりを目指して住民交流活動を進め、定住を促すまちづくりを模索してきた。

また、産業振興や地域基盤整備、教育文化の振興などにおいても上下流域の市町村と連携しながら、地域の活性化を目指して様々な施策を展開してきた。

しかし、本町の主要な歳入財源である地方交付税は、人口減少により減少していくことが見込まれ、国県補助金や起債などによって歳入を確保する状況であり、歳出面においても高齢者人口の増加等により医療費や社会保障費などの支出が増大するとともに、生産人口の減少に伴い、医療福祉に携わる人材が不足するなど、今後これまでと同等の行政サービスの水準が維持できるか危惧している。

このような状況であるが、平成 17 年 10 月１日の合併時の将来像「森と水のちからと人の営みが調和するくらしと出会いのまち」を基本として、設楽町第２次総合計画（計画期間：平成 29 年度～令和８年度）、設楽町第２期総合戦略（計画期間：令和２年度～８年度）及び北設楽郡３町村で策定している地域再生計画に基づきながら活性化を目指している。

３　山村における森林、農用地の保全上の問題点

林業は、戦後活発な造林が行われ、成熟度の高い人工林を形成しているが、重労働、低賃金等による林業従事者の減少、少子高齢化による後継者不足、材価低迷による経営意欲の減退、採算性の悪化など、林業を取り巻く環境は厳しさが一層増してきている。

農業は、兼業化、高齢化、後継者不足による農業離れが進行し、耕作放棄地が増加しており、農地は、基盤整備が進められているものの、規模が小さく散在しており、集積が困難な状況にある。

このような農林業の不振は、国土の保全、水源のかん養等の公益的機能の低下を招き、山村の重要な役割が果たせなくなる恐れがある。このため、上流域のみならず下流域の都市住民を含め流域全体で森林・農地の公益的機能を保全していくことが必要である。

また、天然林の減少により里山に下りてくる野生鳥獣の個体数が増えたことにより、植栽苗のシカによる食害や農林産物の鳥獣被害も増大しており、耕作放棄地が拡大する大きな一因となっている。

そのため、野生鳥獣の適正な保護管理と被害軽減を図る施策が急務である。

４　山村における新たな課題

新東名高速道路や三遠南信自動車道といった国の広域幹線道路や一般国道等へアクセスする道路網、情報通信基盤、下水道等生活基盤については他地域と比べ整備が遅れているため、積極的な取組みが必要である。

また、小学校及び中学校は統廃合を進め、現在は、４小学校１中学校となっているが、今後の児童生徒数の推移によっては、現在、単式学級の学校での複式学級化やクラブ活動への影響が出はじめている。

さらに、保育園も園児の減少や保育士人材の不足に伴い、公立保育園と私立保育園が統合し、町内４園から３園に減少するなど、地域における子育ての環境への影響が懸念される。

Ⅲ　振興の基本方針

１　自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点

本地域は、町域の 85.7%を占め、約９割が森林原野である。道路については、国道が東西及び南北方向に伸び、それに主要地方道、県道及び町道が連絡している。集落は河川に沿って点在している。

北部に位置する名倉地区及び津具地区は、冷涼な気候を利用した夏秋トマトや米、とうもろこし等農作物の生産が盛んである。

南西部に位置する段嶺地区では、田峯田楽や奉納歌舞伎といった民俗芸能が継承され、歴史の里として知られている。また、県下有数の規模を誇るブナの原生林「きららの森」に代表される段戸裏谷原生林が広がる自然豊かなところである。

しかしながら、急速に進行する少子高齢化に伴い、農業、林業の担い手や後継者不足が顕著になり、農地及び森林の適切な管理やそれに伴う自然環境の保全が、年々困難な状況になってきている。

2　地域活性化の方針及び森林、農用地、内水面漁場等の保全の方針

豊かな森林、河川やわずかな農用地は、水源のかん養、地球環境の保全、防災、レクリエーション、農林水産物の供給等、多様な役割を担っていることから役割が十分に発揮されるよう森林、農用地、内水面漁場等の適正な保全管理を推進するとともに、手入れ不足の森林や耕作放棄地の解消に努めなければならない。

また、これらの役割は、上下流が一体となって保全されるべきであり、将来にわたって継承していくために自然環境の保全に対する共通認識を深め、都市と山村を結ぶ交流ネットワークづくりの推進が必要である。

各施策の実施にあたっては、自然環境の保全に最大限配慮するとともに、これらの役割が十分に発揮されるよう工夫に努める。

3　山村振興の目標を達成するための主な方法

（1）　交通、情報通信基盤の整備

住民生活の向上や産業の活性化を図るため、東三河地域南部から本地域へ通じる国道、主要地方道、県道を始め、新東名高速道路や三遠南信自動車道のインターチェンジへのアクセス道路、集落間を結ぶ町道の整備を推進するとともに、集落が点在していることに配慮した、安全で安心できる道路網の整備を推進する。

また、住民が行政情報等を等しく受けられるように情報通信基盤を整備するとともに、情報サービスの提供の充実を図る。

（2）　教育環境の充実

老朽化した学校施設の改修を計画的に進め、安全で安心して学べる環境を確保するとともに、社会情勢の変化によるＩＣＴ化、国際化へ対応した教育環境を総合的な視点から検討する。

（3）　医療福祉サービスの維持と充実

安心して地域で生涯を過ごすことができるよう、「愛知県地域保健医療計画」、「設楽町子ども・子育て支援事業計画」、「東三河広域連合介護保険事業計画」、「設楽町高齢者福祉計画」、「設楽町障害者計画、「設楽町障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づいて推進する。

医療については、町内医療機関だけでなく、東三河医療圏域内の医療機関との連携協力体制を継続する。

福祉のうち、保育については、多様な保育ニーズに応えることで、地域内の生産人口が維持できるよう、人材確保と環境整備に取り組む。

高齢者福祉と障害者福祉については、保健・医療・福祉部門の関係機関、事業所との連携によって課題を共有し、多様化する福祉ニーズに対応できるよう、人材確保など公設施設を含めたサービス提供機能の維持に努める。

（4）　産業の振興

農業については、山間地の特性を生かした高付加価値農業を推進するため、

基盤整備や経営の近代化を促進させ、経営の安定を目指すとともに、大規模生産者及び担い手農家の育成や新城設楽担い手育成総合支援協議会と連携した就農林相談会や都市での就農イベントを通じた新規就農者の確保・育成を図る。

林業については、林道・森林作業道の整備や新たな林業経営形態の創出、高性能林業機械等の活用により伐採コスト削減に努め、流通体制を強化して木材需要の拡大を図る。

工業については、企業ニーズを的確に把握し企業誘致を図り、雇用の拡大を推進する。

また、先端設備等導入計画に基づき、町内における中小企業の設備投資を支援する。

商業については、消費者ニーズの多様化など著しい商業環境の変化に対応するため、商工会と連携を図り、地元商店の活性化事業等を実施する。

また、地域資源を活用し、付加価値の高い商品やサービスを開発・改良するとともに、その販売や提供を促進するためのブランディングや宣伝活動等を行い、自立的かつ持続的な事業の促進を図る。

漁業については、各漁業協同組合と連携し、安全な漁場環境の整備を進めることにより、入漁者の増大を図り、釣り客やデイキャンプ利用客等のニーズに応えながら河川を利用した親水エリアを築く。

（5）　生活環境の整備

安全で安定した水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新を推進する。都市部と比較して整備が遅れている汚水処理施設については、特定環境保全公共下水道及び合併処理浄化槽の整備、農業集落排水処理施設の適切な維持管理を行うことにより、環境に配慮した快適な生活環境の形成を促進する。

（6）　森林・農用地等の管理保全

森林がもつ水源のかん養や大気の浄化、洪水・土砂災害の防止などの公益的機能を持続的に発揮させるため、各種団体の支援及び、流域全体に及ぶ広域的な連携による森林整備と保全を促進する。

また、農地については、生産性の高い優良農地として整備、保全を図るとともに、耕作放棄地の解消と保全を目指す日本型直接支払制度の取組みを推進する。

鳥獣害対策については、鳥獣保護に努める一方、有害鳥獣に対しては捕獲や保護柵の設置による侵入防止策、カワウ等の駆除対策により農林水産物への被害の軽減を図る。

（7）　都市との交流

豊かな自然環境を有する水源の町として、上下流間交流及び地元による自然環境保全育成活動を促すため、地域活動及びボランティア活動により自然環境を守り育てる地区を整備し、都市住民へ自然環境を学び体験する機会を提供す

る。
　また、地域資源を掘り起こして、田舎暮らし体験や伝統芸能の継承などに関連した都市住民との交流を促進する。

これらを達成するための重点振興施策は次のとおりとする。
1.　交通、情報通信基盤の整備
2.　農林水産業生産基盤の整備
3.　快適で安心して暮らせる生活環境の整備
4.　上下流交流を含む都市住民との交流を促進する施設の整備

Ⅳ　振興施策

1　振興施策

（1）交通施策

　国県・町道は、改良・舗装整備が進み道路状況は改善されているものの、山間地特有の急峻な地形により道幅が狭隘で急カーブが多く、冬季には凍結の危険のある道路がいまだに多数存在している。引き続き、交通事故等の発生を抑制するため、道路の改修等を行い通行者の利便性の向上を図る。
　その他、それぞれの主要道路へアクセスする道路を整備し、地域の円滑な交通と生活環境の向上を図る。

（2）情報通信施策

　本地域は、平成23年７月からの地上波デジタル化に伴いＦＴＴＨ網を整備し、地上デジタル放送、超高速インターネット及び携帯電話不感地帯の伝送路確保等、情報通信の喫緊課題に対応すべく基盤整備を行った。この結果、全域においてデジタル放送が視聴可能となり、また、インターネット環境も整い、都市部との格差を是正することができた。
　今後は、年数経過による設備、機器等の更新を計画的に行い、将来的には事業的、財政的に無理のない範囲で、新たに防災業務、高齢者の見守り業務等に活用できないか可能性を探っていく。
　また、ネットワーク環境利用者の利便性確保及び通信の安定性向上のため、北設情報ネットワークサービスの民間事業者への移行が順次進められている。
　これにより、設備更新や運営管理に民間のノウハウと技術力を活用し、通信速度や品質の改善を図る。あわせて、料金水準の適正化やサービスの多様化により、利用者の満足度を高めることを目指す。

（3）産業基盤施策

ア　林道は、森林の適正な管理や林業の活性化に寄与するだけでなく生活道や迂回路としての役割も担っているため、基幹的林道の整備のほか、森林作業道の開設などを行い、森林施業の効率化や通行車両の安全を確保する。

イ　ほ場整備事業により整備された農道は、砂利道のため路面の損傷が著しく、また、輸送車両の振動により生産物の表面に傷がつくなど商品価値を落とすことが懸念されるため、農道を舗装して移動の円滑化を図り、農業生産活動

の向上を図る。

（４）産業の経営近代化施策

農業については、夏秋トマト・ミニトマトの生産振興を図る中で、スマート農業技術や高温対策技術等を導入し、小規模農家の生産性及び技術の向上を図る。

また、地域の農家やＪＡと相互連携を図りながら、加工施設等の整備支援を行う。

加えて、農業経営の効率化を図るため、水田の大区画化、共同利用施設の再整備、用水のパイプライン化及びスマート農機の導入を支援する。

漁業については、アユ、アマゴ等の淡水魚の養殖、加工等の生産拡大を図るため、施設の高度化、近代化を進めるとともに、消費者の嗜好に合った独自性のある加工特産品の開発を目指す。

（５）地域資源の活用に係る施策

本地域の活性化と定住促進を図るため、潜在的な地域資源の掘り起こしや、保有する地域資源を見直し、地元産品の価値を高め、新たな雇用、所得の増大を図る。

農業については、酒造好適米生産に係る県内メーカーとの連携を支援する。

林業については、ＩＣＴ技術や林業機械等を活用しながら、再生産可能な循環資源である木材を永続的に生産し、循環利用が図られるよう循環型林業を推進するとともに、木材のカスケード利用を進める。

（６）文教施策

学校教育は、児童生徒の安心安全を最優先に施設づくりを行うとともに、個性ある教育を実践するための施設設備の充実に努める。また、少人数教育のメリットや地域性を最大限生かした教育を充実することにより地域の魅力をさらに高め、都市部からの移住定住の促進に寄与する。

外国語指導助手を引き続き配置し、児童生徒の語学力の向上を目指す。

国内外を問わず中学生に体験活動の場を設け、グローバルな視野を持った豊かな人間性を育み、未来を担う人材として活躍できる環境を整える。

社会教育は、都市部に比べて著しく少ない文化的事業等を補うべく学習機会を提供する。

文教施設は、令和８年度に策定する公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設整備、更新を行い、適正な維持管理を行う。

（７）社会、生活環境施策

ア　火災を始め各種災害による被害を最小限にくい止めるためには、地域の消防力を強化することが重要で、防災行政無線の更新、耐震性貯水槽、消防車両、小型動力ポンプ等の消防設備の充実を図る。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることもあり、総合防災訓練の実施、緊急避難所の整備、備蓄品の確保、要配慮者対策、自主防災組織の育成強化等を推進する。

イ　既設の水道施設は老朽化が見られるため、地震対策にも配慮した整備をする必要があることから、老朽管の布設替えや配水施設の更新等を行い、災害に強く安定した水の供給を確保する。

ウ　生活様式の変化に伴う生活雑排水が増加し、河川の水質低下や内水面漁業への影響、清流がもつ観光的魅力の低下などが懸念されるため、下水道施設の整備や合併処理浄化槽の設置を推進するなど、河川環境の改善を図る。

エ　町営住宅ストック総合活用計画や町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の廃止、建替え既存住宅の改修をし、居住環境の整備を図る。

オ　土地の所有・利用関係を明らかにし、土地行政一般の基礎資料とすることで、今後のまちづくりや森林整備等がスムーズに行えるように地籍調査を計画的に実施する。

（8）医療福祉施策

ア　医師不足など地域の医療体制を維持するため、東三河北部医療圏域内だけでなく、他の医療圏などの医療機関との連携協力を進めることで、医療体制を補完する。

イ　子育てについては、第3期子ども・子育て支援事業計画に掲げた「どういった子どもを育てたいか、保育を必要としている保護者がどういった保育が必要であるか。」という観点に基づき、公立保育園を運営する他、保育ニーズに合った、持続性のある事業を実施する。

ウ　高齢者が健やかで安心して元気に暮らせるために、健康寿命延伸のための健康づくり活動や、安心生活への支援を行うとともに、高齢者を地域で支える社会を構築するため、高齢者の生きがいづくりなどを行う住民団体活動を支援する。

エ　安心して介護を受けられる環境づくりのため、介護予防活動を支援するとともに、介護給付サービスの供給体制を維持する。

オ　障害者が安心安全に暮らせるため、地域活動支援センターを運営すると共に就労支援などの障害者福祉サービスの提供を維持する。

（9）国土保全施策

中山間地域である本地域内には、耕作不利な条件により農業生産性が低い地域があり、高齢化の進行及び後継者不足等により耕作放棄地が増加している。そのような状況の中、日本型直接支払制度を有効活用し農地の維持・保全を行う。

当地域の森林は、豊川、矢作川、天竜川の水源地であり、除伐、間伐などによる森林整備を進める。

(10) 交流施策

県下有数の規模を誇る段戸裏谷原生林「きららの森」を始めとする広大な森林を活用した自然体験、環境学習への参加の機会を都市住民・下流域住民へ情報発信し、交流活動拠点施設や公園を整備し、交流を促進する。

(11) 鳥獣被害防止施策

近年、シカなどによる食害被害などが年々増加しており、思うような生産ができない状況であるため、生産者の方々の営農意欲が減退しており、野生獣が出てきにくい環境作りや防護柵などを設置し、農林業の振興を図る。

また、内水面漁場環境保全のため、アオサギ、カワウ等による被害を防ぐ対策を講じる。

(12) 森林、農用地等の保全施策

ア　基幹的な林道の整備、森林作業道の開設などを行い、森林を適正に管理する。

イ　農用地については、中山間地域で耕作不利な条件により農業生産性が低く、高齢化の進行や担い手不足等の影響で耕作放棄地が増加している。

そのため、日本型直接支払制度を活用して、農地や農道、水路の適切な管理を行う農業者等へ交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて自然環境の保全や洪水など、災害防止機能を確保する。

2　産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり	
記載なし	○

V　他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本町は、旧設楽町及び旧津具村の合併により、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号）に基づく新町建設計画（計画期間平成 28 年度まで）を平成 17 年度（平成 17 年 10 月１日）に作成した。

このため、振興施策の実施に当たっては、新町建設計画における新町の基本方針「森と水のちからと人の営みが調和するくらしと出会いのまち」をスローガンとし、住民がいきいきと暮らせる豊かな環境づくりを実施し、新町全体で自然環境や歴史的・文化的遺産の保全に努めるものとする。

また、本計画の推進にあたっては、設楽町第２期総合戦略、第２次設楽町総合計画との整合性を図りながら、施策を進めていく。

さらに、本町の 4,210ha が天竜奥三河国定公園に、2,865ha が愛知高原国定公園に指定されており、また、段戸高原県立自然公園にも指定されているため、振興施策の実施にあたっては、自然環境の保全、周辺景観と調和に十分配慮しつつ、東三河地方拠点都市地域整備計画との整合性も図っていく。

（参考）山村振興対策の実施状況

（単位：百万円、％）

区分	１期対策		２期対策		３期対策		４期対策		５期対策	
事業実施期間	平成18年度～27年度		平成28年度～令和７年度							
計画樹立市町村数	1		1							
施策区分	実績額	構成比(%)	実績額	構成比(%)	実績額	構成比(%)	実績額	構成比(%)	実績額	構成比(%)
①交通施策	942	11.0	965	5.8						
②情報通信施策	641	7.5	597	3.6						
③産業基盤施策	2,428	28.3	3,161	18.8						
④経営近代化施策	1	0.0	95	0.6						
⑤地域資源の活用に係る施策	0	0.0	0	0.0						
⑥文教施策	784	9.1	1,609	9.6						
⑦社会、生活環境施策	2,854	33.3	9,064	54.0						
⑧高齢者福祉施策	0	0.0	1	0.0						
⑨集落整備施策	0	0.0	0	0.0						
⑩国土保全施策	895	10.5	462	2.8						
⑪交流施策	20	0.2	741	4.4						
⑫森林、農用地等の保全施策（再掲）	607	7.1	30	0.2						
⑬担い手施策	0	0.0	0	0.0						
⑭鳥獣被害防止施策	0	0.0	54	0.3						
⑮その他	0	0.0	0	0.0						
合　計	9,172	100	16,778	100						

※　小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳数字が一致しないことがある。